

第五十五回  
参議院運輸委員會會議錄第五号

昭和四十二年五月二十三日(火曜日)

午前十時三十六分開会

出席者は左のとおり。

委員長 天坊 裕彦君  
理事 岡本 悟君  
谷口 慶吉君  
岡 三郎君

委員

井野 碩哉君  
金丸 富夫君  
木村 陸男君  
平島 敏夫君  
前田佳都男君  
中村 順造君  
吉田忠三郎君  
田代富士男君  
中村 正雄君

國務大臣

運輸 大臣 大橋 武夫君

政府委員

運輸政務次官 金丸 信君  
運輸大臣官房長 町田 直君  
運輸省鉄道監督 増川 達三君

事務局側

常任委員会専門員 吉田善次郎君

説明員

日本国有鉄道副總裁 磯崎 敏君

本日の會議に付した案件

○日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件  
○運輸事情等に関する調査  
(日本国有鉄道の運営に関する件)

○委員長(天坊裕彦君) ただいまから運輸委員會を開会いたします。  
日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案を議題といたします。  
まず政府から提案理由の説明を聴取いたします。大橋運輸大臣

○國務大臣(大橋武夫君) ただいま議題となりました日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。  
日本鉄道建設公団は、昭和三十九年三月に設立されて以来、鉄道新線の建設を推進することによりまして交通網の整備をはかり、もって経済基盤の強化と地域格差の是正に寄与することにつとめてまいりました。

御承知のとおり、鉄道新線の建設には、巨額の資金を必要といたしますので、国及び日本国有鉄道からの資金のほか、民間資金の導入をはかっています。これまで、この民間資金の導入は、公団が鉄道建設債券を発行し、これを関係者が引き受けるという形で進めてまいりました。が、何ぶんにもこの債券の元利の支払いについては政府による保証の措置がとられていないため、事業規模の拡大につれ、債券の発行による資金の調達に困難を感じております。

したがって、今後さらに、鉄道新線の建設を推進するためには、財政資金の増額につとめることはもちろんのことであり、鉄道建設債券の元利の支払いにつきまして政府が保証できるように措置することとし、建設資金の調達の円滑化をはかることが必要であります。  
このように見地から、このたび鉄道建設債券に

ついでに債務に關し、政府がこれを保証することができ、道を開くこととし、日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案を提出いたした次第であります。

この法律案の内容は、政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、鉄道建設債券にかかる債務について保証することができ、旨を定めたものであります。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(天坊裕彦君) 本案に対する質疑は後日に譲ることとします。

○委員長(天坊裕彦君) 参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。  
日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」  
○委員長(天坊裕彦君) 御異議ないと認めます。なお、この日時及び人選等につきまして、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」  
○委員長(天坊裕彦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(天坊裕彦君) 運輸事情等に関する調査を議題といたします。  
日本国有鉄道の運営に関する件について調査を行います。

○中村順造君 大臣お忙しいようですが、簡単にひとづ基本的なことだけをお尋ねしたいと思ひます。

ますが、内容は、もうすでに最近新聞などで盛んに報道いたしております三公社五現業の中の国鉄職員に対する賃金の問題、十六日のこの三公社五現業関係協議会の結論として、大臣も出席をされたと思ひますが、昨年の仲裁裁定より定昇四・三%を含めて一〇・八%の賃上げをするようにという結論が出されております、ということが新聞に報ぜられておるわけです。もちろんこれにつきましては、最近きまりました私鉄その他民間賃金の動向なども当然これは加味されるべきだと思ひますけれども、その後公労委などで取り扱われておることが報道されておるのを見ますと、国鉄は除外されておるというふうなことになるのであります。現実には、昨晩行なわれた合議なども国鉄は別だという取り扱いがなされておるようですが、大臣としては国鉄総裁に一体どういう指示をなされておるか、この問題については閣議の結論と食い違わないのか、いま取り扱われておる公労委の取り扱いと、閣議できめられた、一応きめられた結論との関連はどうなっているのか、時間がたつておりますから、いづれでひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) お答えを申し上げます。  
今月十六日の労働関係閣僚會議におきましては、当面問題になっております三公社五現業の春闘による賃上げに対する各公社並びに現業理事者のこれに対応する態度について話し合いをいたしました次第でございます。その際の結論の内容をいたしましては、すでに春闘も、ある程度春闘相場が測定される段階になっておるし、ことに私鉄の争議も結論を得た段階であるから、今年は例年と異なつて、政府においてもできるだけ調停段階において誠意ある態度を示すということによつて円満なる解決をはかりたい、こういうことでございまして、しこうして、三公社五現業のうち国鉄を

除く二公社五現業の理事者といたしましては、この際、春闘相場一般というものを基準にいたしまして、少なくとも昨年程度の賃金の引き上げはやむを得ないであろう、こういう申し出を調停委員会に対してすることをごさいます。その内容は、昨年の三公社五現業の賃金のアップ率の平均が六・五%でございまして、大体において六・五%程度はしかたがないであろう、これは定昇を含んでおられますので、このほかに、政府の考へておられます定昇の平均は四%でありますから、定昇を含めば一〇・五%、これは大体ことしの春闘相場に比しまして、おおむね政府の回答としては適当な標準ではなからうか、こういう意味で二公五現においてはそういう申し出を調停委員会に対してしたいということをごさいます。関係懇談会においてはこれを了承した次第なのでございます。

しかるに、その際におきまして、三公五現のうち、国鉄の理事者だけは、国鉄財政の現状から見て昨年並みの賃上げを申し出るということは困難であるということをごさいました。御承知のとおり、国鉄財政は今年度においても非常に苦しいのでございまして、今年度予算の編成にあたりましては、大蔵当局との話し合いによりまして、昭和四十三年度の予算の編成にあたっては関係者間で十分に協議をしよう、そうして当面国鉄において問題となっておりまゝところの政府出資、あるいは公共負担の問題まで掘り下げて将来のために妥当な解決策を講じようじゃないか、こういうことが大蔵省を含む関係者間で申し合はせてきておるような状況なのでございまして、すでにこの申し合はせに基づきまして、国鉄の理事者は運輸省の当局と連絡をとりまして、大蔵省の主計局を中心に来年の予算のための国鉄財政の現状についての検討に入っておる段階なのでございまして。こういう段階において、今度の調停段階で、国鉄の理事者側が、自発的に一方的に賃上げについての申し入れをするということは、その立場上さうごさる困難であり、これによってせっかく話し合いがつ

いて検討に入っておるところの国鉄の来年度以降の財政問題、この話し合いに対してはたしていかなる影響を与えるであろうか、こういう点について国鉄理事者が非常に心配を、申し出ることを決意することができなかったような事情があるわけでごさいます。この事情は関係関係間におきまして、どうもこの際そういう事情があるならばやむを得ないであろう、こういうことで、この点もあわせて了承されたような次第なのでござい

そこで、当日以後、調停委員会に對しましては、国鉄を除く二公社五現業からは、それぞれ先ほど申し上げましたような方針がとられ、かつまた、それを基礎にして調停段階において交渉も進行的に参加することができない事情にあるわけでごさいます。そこで私といたしましては、この結論は国鉄を最終的に他の二公五現に對して別扱いにするという趣旨ではないのであつて、国鉄の現在置かれておる事情から見ても、国鉄の理事者が自発的に賃金の引き上げ問題について調停委員会に申し入れる立場にない、こういう特殊事情からきたもので、したがって、これは調停段階だけの問題であるが、いづれ調停段階においてはかような事情で結論が出ないのでございまして、この問題は早晩仲裁段階に移るであらう、仲裁段階に移りますという、仲裁委員会の従来の態度から見まして、国鉄の賃金の引き上げ率を決定するにあたりまして、一般の春闘相場ばかりでなく、他の二公五現の引き上げ率等を十分に勘定に入れ、そしてこれに比較して、決して均衡を失わないような妥当な結論を出されるものと期待いたしてよいと思つてございまして。こういうふうな仲裁裁定が出ましたならば、政府の従来の態度から申しまして、仲裁裁定はどこともこれを厳格に尊重し、必ずそのとおり実行するという長年の慣行でございまして、今年度におきましても決してこれに對して例外的措置をとるつもりはないのでございまして、必ず仲裁は実行する、こういう

考え方でございまして、調停段階において一時国鉄が別扱いになるような感じはいたしますが、最終的な仲裁段階まで考えますという、国鉄といえども他の二公五現と同じような賃上げが必ず期待できる、こういうふうに私としては考へておるわけなのでございまして。この考え方に基きまして、十六日の午後には国鉄関係の三大労働組合の三役の方にお出掛けをいたしまして、この旨を申し上げ、どうも最終的な段階を期待されて、争議について過激な行動をお選びにならないようにお願いを申し上げると同時に、その後も国鉄の理事者当局に對して、国鉄の立場はともかくとして、政府の意図はかようなことであつて、決して国鉄を別扱いにする意思はない、国鉄も同じような取り扱いを受けるよう極力努力する、という意思であるからというのを組合の方々に伝えたいだいておるような現在の段階でござい

○中村順道君 大臣、時間がございせんからもう一点だけ。お話になつた内容では、たくさん議論が私はあると思ひますが、お話の中で、閣議の決定、関係会議の決定、それがそのまま国鉄の態度として公労委に反映をしておらない、これは事実なんです、昨晩もそういう、いまの段階ではそういうことですが、それはそれで国鉄の副総裁来ていますからあとでお尋ねしますが、お話の中で言われることがわからないこともないわけですが、いろいろな問題がある、なかなか公共負担なども議論した問題でありまして、それが前向きで前進しつづつあるというふうな話もございまして、そのことについては私は別に異論はないと思ひます。ただ、結論的にいま大臣のお話では、仲裁裁定は出るだろう、仲裁裁定が出ればこれは他の二公社五現業と一緒に尊重して実施をする、こういうことで結論めいたことをおっしゃつておるのですが、実は私が心配するのは、もうすでに、これは私のただ心配だけかもしれないけれども、あす、もうよその二公社五現業も同じであります

が、特にあなたの所管されておる国鉄の二つの労働組合は何か実力行使——これは国民に非常に大きな影響がある問題であります。そういう問題が準備されておる中で、これは大臣が考へておられるようにきよりの合議なり、仲裁裁定にすりつといくかというところなんです。特に私はその間の経過を見ますと、国鉄が別扱いになつたということであつた、何がおかしな話で、合議か公労委か、いわゆる鶏と卵の問題で、国鉄が片づかなければよそが片づかない、よそが片づかなければ国鉄も片づかない、こういう不必要な相関係数で見せておるといふような話を聞かして聞かして聞かして。だからこの取り扱いがよかつた悪かつたはあとで国鉄副総裁にいたしますが、私はこれは要望になるかもしれないが、きよりの状態で、あすを控えて大臣が簡単に、きよりの公労委の合議が行なわれるであらう、労使が歩み寄るであらう、そうして仲裁裁定になるであらう、出ればこれは完全実施をする、こういうことだけで、組合も静かにしておれ、これだけでは所管大臣としては私はどうも心もとない、やはりこの難局を大臣みずから国鉄の幹部をしてこれを打開させる、こういう一つの気魄を、あなたは、もうあすのきよりますから持つていただいてもいいんじゃないか、それだけひとつお尋ねしたいで、忙しいようです。それから大臣への質問は終わります。

○国務大臣(大橋武夫君) 私といたしましては、今日の段階で形勢を緩和いたしまする實際上の措置は、国鉄問題ができるだけすみやかに仲裁段階に移行することにあるんじゃないやなからうかというふうに思つておるのでございまして、しかし、この問題につきまして、運輸大臣として職権によつて仲裁移行を申請するべき段階でもないように思ひますので、その点については考へておりません。ただ公労委がこれについて議決によつて仲裁委員会に移されまことを期待いたしておるような次第なのでございまして、何ぶん国鉄の問題につきましましては国鉄財政の現状から見て、いろいろな見方もあらうと思ひますが、一応私といたしまし

ては、現在の対大蔵省の折衝の経過から見まして、国鉄理事者が現在のような態度以上に踏み切れない点も了といたし、それを前提にいたしまして、運輸大臣としても最善を尽くして明日の事態に対処したいと考えております。まだ相当時間もございますので、最後まで努力をいたしたいと思ひます。

○中村順造君 では、大臣の御説明を前提にして、時間もございますから簡単に国鉄の副總裁にお尋ねしますが、いま大臣のお話の中にありましたように、国鉄のいろいろな計画、それから去年の実績、それから長い間、お話の中にもありました公共負担の問題、資金繰りだとか、そういうことはもう私は時間がなから申し上げるつもりはないわけですが、それからまた非常に総裁以下苦況に立つておられるということもわかるわけですが、いま大臣の話を聞きますと、前半では、この関係閣僚会議というものはいろいろ、数字は若干違ひますが、一口に表現すれば、昨年並みという表現は何回かされておられるわけですね、これをひとつ調停委員会に対して申し入れをする、これは閣僚会議ですから、閣僚会議から申し入れをするわけにはいかぬでしようから、当然そのことは国鉄の使用側側の意見としてその反映がされるべきだと思ふのですが、それはされませんでしたか。

○説明員(磯崎敬君) ただいまの御質問でございますが、大体の情勢はさつき大臣からお話になったとおりでございます。時間がございませんでたいへんあれでございますが、少し詳しく事情を御説明させていただきます。ただたいへん申しわけないことには、昨夜から徹夜でずっとやっておりますので、非常にまだ現時点で問題が流動的でございますので、いま私が非常に明確な御答弁ができません点でございます点をひとつお許し願ひたい。非常にまだ事態が動いております。率直に申しまして、当局、使用者側のほうの事態も、また組合側の事態も非常に複雑なようございまして、新聞の伝えるような簡単な事態ではないようでございます。一方、私もいたしまして

でも、先ほど先生の御指摘の、明朝の安保以来の大ストライキの宣言も控えておりました、そうした事態の中で、きょういろいろ御質問がございまして、ことに對しまして、必ずしもそのぎりぎりの明確な答弁ができない点があることはたいへん申しわけないのですけれどもお許し願ひたい。しかし、私の気持ちにはなるべくわかつていただくような御答弁をさせていただくつもりでございます。

まず第一に、ただいまのお話でございますが、その問題は先ほど大臣のおっしゃった先週の火曜日のあの閣議のあとの関係閣僚懇談会で、今年は何とか実質的に調停段階で話をまとめたいという強い政府内における御意見がございまして、関係閣僚も大体そういう方向でいこうというふうにおきめになったというところを了承いたしております。それに基づきまして、二公社——国鉄を除きました二公社五現業につきましては、先生御指摘のとおり、書面をもって昨年並みのことをやりたいと、ただし形式は仲裁でなければいけないけれども、実質的には調停段階でまとめたいという書面を、二公社五現業が調停委員会へてにお出しになったということも事実で、私もその書面を拝見いたしております。ちやうどその前後に、私どもの第三回の調停委員会の事情聴取がございました。私どもといたしましては、実は今度の私どもの態度に對しまして、いやあはれは組合とアベック闘争をしているんだ、あるいは予算獲得の闘争をしているんだというふうな、非常に私どもにとりましては心外な批判も相當受けております。しかしながら、そういうことにかかわらず、現時点ではやはり国鉄の直面している経営の危機の問題と、それからもう身近なベースアップの問題、この二つの問題をどう調整するかということに、総裁以下非常に苦心しておるわけでございますけれども、正直な話、ことしの予算をこらなくださいますしても、それほど余裕のある予算でないことは、もうおわかりのとおりでございます。簡単に申しますと、一人千円で百億でございます。です

から、もし組合側の要求のごとく——これは要求でございますが、一千万のベースアップの要求をいたしておりますが、一千万のベースアップをいたすといふことは、一年で千億かかる、こういう非常に膨大な数字でございます。したがって、政府のおっしゃることく、昨年並みということとは約六・五％でございますが、六・五％といふたししても、本年度だけで約三百億の経費が必要でございます。実はこの問題は毎年春闘で、当委員会でも御議論になりました、御答弁も申し上げておりますが、御記憶のとおり、毎年毎年非常に事情が悪化してきております。昨年はやはり当委員会でも、予算成立後ではございましてけれども、国鉄内のやりくりでは非常なむづかし、何とか年度内に政府に特段の措置をとってもらわないう限りできないと、こういう御答弁を昨年はいいたしました。その前の年は何とか国鉄の予算でやりくりをいたしまして、こういう御答弁を申し上げました。ことしは実はもう少し事態が悪くなっております。昨年程度の御答弁もできないほど余裕がない。と申しますことは、この予算をこらなくださいますと、結局もう予算上、資金上やりくりするとすれば三つしか方法がないわけでございます。御承知のように、増収を目当てにする、それから次に経費の節約の問題、それから予備費の流用の問題、この三つ以外には方法がないわけでございます。そして、二公社五現業、どういう方法でできるとおっしゃったかは存じませんけれども、いずれにしても、この三つの方法以外にできないことは、これははっきりいたしておるわけでございます。私どもはほうでは、過般第三回の事情聴取で申し上げたことは、何も百億も出ない、百億も余裕がないといふことは申しているんじゃない。ある委員会では、それじゃお前は、一円も出ないといふのかという御質問が出ましたが、そういう極端なことを申し上げてはいたしません。しかし、どう節約してみても、あるいはどう予備費を使ってみても、まあせいぜい百億くらいは余裕と申しますか、ベースアップに回す金

しかない。しかし、百億と申しますればせいぜい千円でございます。これではいよいよ政府のおっしゃっている有額回答というものはならない。かえって人を小ばかにしたような、問題を巻き起こすような回答になるだけで、これを回答にならないといふことで、私のほうは調停委員会に對しましては、一銭の金もないとは言わないけれども、幾らしほり出してみても百億前後以上には捻出不能である。したがって、その程度のことでは二公社五現業並みにいわれる有額回答としては調停段階で話をまとめたいというふうな金額にはならない。これはもう常識的にそう思う。したがって、私のほうとしては、現在時点としての経理事情としては、有額回答、いわゆる二公社五現業並みの、昨年並みの有額回答をすることはできませんといふことを申し上げざるを得ない事態であつたのでございます。したがって、いまのお尋ねの、そういう意見書を出したかということに對しましては、私どもだけが出しておりませんといふことを明白に申し上げます。

○中村順造君 副總裁ね、その予算のことをいろいろ言われていますが、まあこれは予算は予算委員会でもやっておりますし、私は時間がなから、別に予算の内容についてとやかく言いたくないのです。ただ、その予算というものは、政府国鉄の企業の中で、当局側が立てられる予算ですからね。だから、収入、増収の問題にしてもですよ、あるいは金の使い方、これはわれわれも何回かそういうことはタッチしてはいますけれども、これは立場が変つた立場でタッチしてはいるわけですね。いま私が申し上げているのは、先ほど大臣にも言ったように、あしたのきょう、しかもあしたのきょうを迎えて、あしたのことばでも事態は非常に流動的だ。なるほど、私もただ新聞だけ読んでいてわけじゃないのです。昨晚の状態がどうだったか、あるいはどういふ公労委の状態になつていふかといふことも聞いてきたばかりなんですが、なるほど流動的といふことはわかりますがね。私が一番理解に苦しむのは、従来と變つてい

けです。今回は国鉄の態度が。いま大臣が言われたように、いわゆる閣僚会議の結論としては昨年並みということを開停委員会に申し入れをしなさい、こういう決定をしたと大臣は言っている。ところが、諸般の事情で、国鉄の立場としてはそれは言えなかった。まあこれはいろいろ理由はあるでしょう。非常にむずかしい大きな計画を持っておる限りにおいて、それは何百億という職員賃金の引き上げをしなきゃならぬ、それに付いて、一千億だとかという話もありましたけれども、五百億でも、一千億でも、これはこれでみてくれ、それから国鉄の計画についてはこれこれの金が必要だということ、それは大蔵省の折衝では、なるほどあなたの方の立場としては私は言えないということではわかるのですがね。しかし、だからといって、いま三公社五現業の中で二公社五現業がそういう書面の申し入れをしたとあなたはおっしゃっているが、従来になく国鉄だけなぜ除外しなきゃいけないか。予算がないからそれはおまえも見たらわかるだろう、この予算の中で、どこに五百億円の賃上げの予算が出てくるかとあなたは言いたいところでしょうけれども、しかし、それでは国鉄の職員というものは一体どうなる。予算はあなたのほうで立てる、金もあなたのほうで使う、計画もあなたのほうで立てる、その結果が予算がない、ここに五百億の予算がない、一千億の予算がないからわれわれは回答できない。これは従来のそういうことはなかったのですよ。お互いにそれは従来の、長い間の仲裁裁定という制度が設けられてもなかったとあります。赤字のときもありました。それから黒字のときもありました。しかし、そういう長い歴史の過程の中でも、国鉄だけ除外してものを申しないということとはなかったわけですよ。私はその点をどうしてこうとだけ——それは去年だって、いつでも国鉄財政はこれは案です、一千億の賃上げができますという年は一年もなかったわけですよ。ことに限って、なぜそれを強調されて、国鉄だけ、そういう閣僚会議の決定にもかかわらず、別の態度をとら

れたか。そのことがまたどういふ影響を与えるか。すでにもう影響しているのです、作用しているのです、今日のいまの時点では、その点をどういふふうに考えておられるか。

○説明員(磯崎重吉) ことし国鉄だけが、他の二公社五現業に歩調をそろえなかったということについての御質問でございますが、もちろん私も国鉄法二十八条によりまして、職員の給与というものはあるべきだという法律があることはもうよく承知しております。ただ、いま申しましたとおり、ことしどうしてそうなったかということ、やはりことしそれだけ、去年に比べて、あるいはおとしに比べて財政状態が非常に悪くなったということ、さつきも申しました節約あるいは予備費の流用等は別といたしまして、結局収入増に対する見通しの問題と私は考えております。この点いわれる独占企業として法律的に独占権を持っている電電の事業、あるいは郵政の事業、その他いわゆる政府の五現業という純粋な独占事業と、国鉄の現状のように、明らかに独占性を放棄して、純粋に一般の民間輸送機関と競争的立場にあるこの企業との差だと私は思います。やはりそこまで国鉄経営はきつんだということが、ことし国鉄の独力だけで回答できなかった一番大きな原因だと思っております。そのほかいろいろございまして、やはり現時点におきまして収入状況がよくない。しかもよくない原因は、公共負担等の問題はきつり除きますが、やはり同じ政府の三公社五現業といえども、二公社五現業は、完全に政府の力により、あるいは法律の力によって独占性を持っております。国鉄だけがもう完全に独占性がなくなったという意味における、収入、将来の経営に対する非常な不安、またことしの予算の非常な悪化ということが、やはり調停段階でよきさまのおつき合ひのできなかった一番大きな原因だというふうに思っております。したがって、この問題は、昨年のやはり運賃改定のときにいろいろ先生方から御議論がございましたが、やはり国鉄の、もとをさかのほれば、

根本問題に触れざるを得ない問題であるというふうに考えます。しかしいま、かといって、根本問題をやっていただければ、目前の労働問題は解決できないということになりますれば、私もどうもいたしましては、非常にその、他方本願的なことを申しますけれども、幸い公労法の三十五条にございまして、仲裁裁定が出ますれば、政府として、仲裁の実施に努力をしなければならぬ。現在の国鉄の経営状態が悪化しているということが私は全部政府の責任だと決して申しませんけれども、少なくとも、仲裁が出れば、政府はその実現に努力をしなければならぬ努力義務があるわけでございます。したがって現時点におきましては、どうしても政府の努力義務に期待せざるを得ない。そうしなければ、職員の賃金も上げられないし、また国鉄の経営の健全化も期せられない。この二つを両立させるためには、どうしてもやはり公労法の三十五条で定められました法律におたよりする以外にない。こういう見解で、私どもとしてはあえて政府の御勸奨にそむきまして、調停の委員会に対する意思表示をいたさなかつた、こういう次第でございます。

○中村順造君 話を聞いておりますとね、なるほどこともろしく聞かせるのですがね。いま何かその、他の二公社は独占企業であつて、まあもちろん国鉄とは違ひますよ、電電、専売公社はね違ひますが——その議論を延長していくと、何か国鉄が一つのトラック会社みたいなことに聞こえるわけですよ。よその会社は経理内容がいからそれは二一五で、一五五で上げてもらう、かつてなことを放言しているが、うちの会社は経理内容が悪いから、いわゆる収入が少なからぬ、あなたの方の期待に沿えられないからと言えない。こういう言い方ですよ。同じことですよ。それはしかし、そのことがいへば別に——私はけしからぬと思うのだけれども、実際がそうなら、予算がそうなるという言われるが、予算はあなたのほうでつくられる。そのことが私はうなずけない。いま結論的に言うなら、副総裁は當事

者能力の限界に突き当たつたんだ、こういうふうに理解せざるを得ないのですね。それは、仲裁裁定というものを初めてじゃない、いままで何回も出されている。裁定が出されれば、なるほど法律に書いてあるとおりだ、いわゆる仲裁裁定が出たつて、それなら政府が、これは仲裁裁定の方です。最近円滑に金出したか。私は出してないと思う。やはり国鉄の経営の中で、何らかのいわゆる経費の節減だとかいうふうなやりくりでやれというふうな、まあ基本的にはそういうやり方をすつと仲裁裁定が出てもられていく。ことしはもうそれすらもできない。やはり仲裁裁定がかりに総額五百億円から五百億という金が出れば、それはもう公労法に基づいていわゆる政府の義務として国会に別な予算でこれが提出をされるというふうな見通しに立たれますか。いままでの仲裁裁定の実施の現実の問題のやり方としてですね。それは、ことしは違ひだ、ことしはもうことまで、私あえて副総裁のことばかり言うならば、あえてこの関係閣僚会議の決定にも違背をしてまでわれわれはものを申しなかつた、それはもうどうしようもない、この法律上のいまの経営では。だからもしかりに大臣が仲裁裁定が出ればというお話もありましたけれども、ことしは仲裁裁定が違ひわけです、出ましたら、完全に政府が国鉄の裏づけを予算外にやる、予算外にという言い方が悪いかもしれせんけれども、別々として政府が手当てをする見通しが立たなければ、いまのような議論にならない。私はあまりに仲裁裁定に対する期待感が大きいと思う。これは仲裁になるかどうか、あなたのほうのもの言ひ方一つでは合議が成立するでしょう。そうすれば調停が合わなければ仲裁ということ、最終的な決定はあしたの事態が回避されるかもしれないけれども、あしたの事態が回避されるには前提が必要なんです。またその前提。私はこの問題は労働組合がやっているから深入りしたくないけれども、とにかく私の受けた感じは、従来の労働問題にあったと違ひ、国鉄は、なぜそれが違ひのか。い

ま一応説明がありました、その点私はわかった  
ようにならないうような、一応わかったですが、  
これからさきどうなるか、来年はどうなるか。来  
年のことを言う必要ありませんが、国鉄はかつ  
て労働組合の要求に応じただけの余裕があった年  
はないと思う。来年のことまで私は別に聞いてい  
るわけではないのですが、議論としては来年のこと  
を言わざるを得ない。さしたってことしはど  
うなるか、あしたの事態は完全にあなた方の責任  
によって回避できるかどうかということをひとつ  
お答えいただきたい。

○説明員(磯崎敏君) まず、ただいまの御質問の  
初めの問題の、当事者能力が限界にきているの  
はないかというお話がございました。私どもは過  
般調停委員会に、いまの国鉄の財政状態というも  
のは当事者能力以前の問題だということを答えて  
いたしました。先生も御承知のとおり、当事者能  
力と申しますのは、金があっても出せないという  
意味の当事者能力であつたわけでありませう。国鉄  
自身も、実は昭和三十八年度まではその問題で毎  
年もおつた。金があるのに出せないというだけ  
の問題であつた。現に昭和三十六年度は、御承知  
のとおり、三月二十七日に仲裁が出まして、四月  
にすぐ国鉄の資金需要で補正予算を組んで、そし  
て承認案件を取り下げたりした。三十六年、三十  
七年、三十八年は金があつても出せないという意  
味の当事者能力の問題があつたのですが、現時点  
はもう当事者能力以前の問題。よその公社はやは  
りいままでの国鉄の状態だと思ひますが、いまの  
私どもの財政状態は、当事者能力があつたとかな  
かつたとかという問題よりも、極端に言えば、支払  
い能力の問題だ、当事者能力以前の問題だといふ  
ふうに申し上げざるを得ない。二、三年の間に急  
激に事態が悪化しているといふことであります。

とさ百億でもこの分は仲裁裁定の分でございま  
す。そして正式に国会に出したのは、実は去年が初  
めてでございませう。それまでは先生のおっしゃ  
つたとおり、補正は出しましたけれども、一種の流  
用、経費の節約、あるいは工事の削減といふふう  
な表面の理由で補正予算出しましたけれども、昨  
年は御記憶のとおり、二百六十一億のうち百六十  
一億だけは予備費なり節約になりました。しかし、  
あと百億だけはどうしても足りませんので、この  
分は政府の財政措置でお願いしたいといふこと  
で、百億これは初めて補正予算の中で、仲裁裁定  
のために政府が金を貸してくれたといふ初めての  
例でございませう。ことしは実はその分がもう少し  
ふえてくるという見込みである。去年は百六十億  
の節約をいたしましたけれども、とてもことしは  
そのままでできない。去年は多少運賃を上げました  
のでも少しふえるという意味の運賃収入の増加  
も多少期待できました。実際はだめでございまし  
たけれども、そういう増収の期待もあつて、百六十  
億といふものを自己資金で計上いたしました  
が、ことしはそれがぎりぎり百億ぐらゐりしか  
ないといふこと、あとは去年初めてやつていただ  
きましたように、政府の三十五条による努力措置を  
期待する以外にない。しかし現時点で、ただいま  
先生の御質問のごとく、おまえは完全に政府がそ  
れじゃ一〇〇%めんどうみる、おまえの言うとお  
りめんどうをみてくれるという自信があるか、こ  
うおっしゃれば、これはもう申すまでもなく、ま  
だことしは特殊事情で予算が成立しておらないの  
は御承知のとおりでございませう。したがいまし  
て、大蔵省としては予算が成立前に、たとえば財  
投の余裕があるとか、あるいは政府出資の余裕が  
あるとかいふことは、これはもうさかさまになつ  
ても言えないことだと思ひますので、少なくとも  
予算成立前には残念ながら政府と私のほうとの間  
でたとえ書面を交換するなどということは、こ  
れはもう絶対できないといふことはおわかりのと  
おりでございませう。先ほど大臣がおっしゃつた  
とおり、大臣のほうから組合の責任者をお呼びに

なつて、必ず仲裁になれば実行してやるというお  
話を大臣のほうから積極的になされたといふこと  
につきましても、もちろんある程度大蔵大臣との  
お話し合いもあつての上だといふふうに私は思つ  
ておりますし、また一昨日総裁が就任いたしました  
て、いまあいさつに回つておりますが、そのとき  
も必ずこの問題を持ち出して、関係の閣僚にお願  
いいたしておるような次第でございまして、全勢  
力をあげましてあしたの事態は私は回避いたした  
いといふふうに考えております。ただ一つ心配な  
ことは、多少事務的にわたりますが、いわゆる定  
率、定額の問題が出てくることは御承知のとおり  
でございませう。これにつきましては、定額で出ま  
すことは非常な問題でございませう。また一方、定  
額いじやないかという説も一部にあるようにで  
ございませう。国鉄を除きまして、まあそれらの事  
態が実は私は非常に心配しておる。これ以上  
ちよつと申し上げるわけにまいりませんが、その  
問題が実はいま非常に第一の問題として気にやみ  
まして、何とかその事態を少なくともいままでど  
おり定率一本といふことでもつて仲裁に移行して  
いただくことが私どもとしては最善の努力をいた  
す結果だ、こういふふうに考えておりますが、ま  
だそこまで確定的に申し上げられませんが、そ  
ういふ方面の努力を今後数時間のうちに全力をあげ  
てやつてみたいとは考えております。

○中村順造君 だいぶ長くなりましたから、これ  
でやめますが、いろいろ説明を聞きまして、一応  
私は国鉄がどういふわけで、特にことしは異例な  
態度なり方法をとられたかといふことも多少わ  
かつたわけですが、いま大臣がお話になつたよう  
に、何か大臣は非常に時間に急がれておつて、仲  
裁裁定になれば完全実施をするから心配するなと  
いふふうな話で席を立たれたのですが、いままで  
進められておる作業もおそらくそのとおりになろ  
うと思ひますがね。しかしこれは、私は最後に国  
鉄当局に申し上げたいのは、いろいろ労働組合と  
いつても、単に、この時点になりますと、国鉄労働  
組合とか、あるいは国鉄動力車労働組合とか、中

にある企業内の組合だけの動向で定められない状  
態といふことも考えられるわけですが。これは最後  
にお話ありましたけれども、私は中身は言ひませ  
んが、それは公益側委員にしても、使用者側委員  
にしても、労働者側委員にしても、やはり何かそ  
ういふことなのか。それはもう問題は別だ、別な  
らわれわれももうそういうことは理論の外だ、断  
固汽車とててもやむを得ないといふふうな、大衆  
の行動といふものはやむを得ないといふことは  
あり得るわけです。だから、せつかく今日まで、  
昨晩も夜も寝ずに御努力なさつたと言われており  
ますが、きよりの数時間後に迫つた事態で考え方  
を周知すると、せつかくなさつた努力がだめになつ  
ちやう心配があると思ふのです。それはまあ経  
験者である井上さんもおられるから、まずそ  
ういふことはないと思ひますがね。私はあくまで国民  
的な立場に立つならば、あしたの事態は何として  
でも回避してもらわなければならぬ。そのために  
は、しかく簡単に仲裁裁定にはいかなない情勢だか  
ら、それを軌道に乗せるためにはまた格段の努力  
をしてもらわなければならぬ。まして私ども申し  
ましたように、その額でいくか率でいくかなどと  
いうつまらぬ議論にこだわつて、いや国鉄がきめ  
ないからよそもきめない。よそがきまらないから  
国鉄もきまらない、そういう空転をやつておつた  
らどんな事態が起こらないとも限らぬと思ふので  
す。だから私はそういう面を心配するから、いま  
まで説明のあつたように、国鉄が特に当局が今回  
は違つた態度に出ざるを得なかつた。またそのため  
に一体どういふ前向きな姿勢が出てきたか。これ  
はわれわれの主張にも近い線が出ていたかと大臣も  
言つておられるから、中にわれわれが公共負担な  
どの問題についてはやはり国がめんどうを見るべ  
きだといふ本委員会の主張が逐次前進をしたとい  
うお話があつたからこれはいいのです。いいけれ  
ども、これに関連をして、おれのとこはささいな  
がなから組合が何を言つてもだめだといふこと  
はまずないと思ひますが、とにかく時間がなく  
いふことであるからやめますが、きより聞く

なつて、必ず仲裁になれば実行してやるというお  
話を大臣のほうから積極的になされたといふこと  
につきましても、もちろんある程度大蔵大臣との  
お話し合いもあつての上だといふふうに私は思つ  
ておりますし、また一昨日総裁が就任いたしました  
て、いまあいさつに回つておりますが、そのとき  
も必ずこの問題を持ち出して、関係の閣僚にお願  
いいたしておるような次第でございまして、全勢  
力をあげましてあしたの事態は私は回避いたした  
いといふふうに考えております。ただ一つ心配な  
ことは、多少事務的にわたりますが、いわゆる定  
率、定額の問題が出てくることは御承知のとおり  
でございませう。これにつきましては、定額で出ま  
すことは非常な問題でございませう。また一方、定  
額いじやないかという説も一部にあるようにで  
ございませう。国鉄を除きまして、まあそれらの事  
態が実は私は非常に心配しておる。これ以上  
ちよつと申し上げるわけにまいりませんが、その  
問題が実はいま非常に第一の問題として気にやみ  
まして、何とかその事態を少なくともいままでど  
おり定率一本といふことでもつて仲裁に移行して  
いただくことが私どもとしては最善の努力をいた  
す結果だ、こういふふうに考えておりますが、ま  
だそこまで確定的に申し上げられませんが、そ  
ういふ方面の努力を今後数時間のうちに全力をあげ  
てやつてみたいとは考えております。

なつて、必ず仲裁になれば実行してやるというお  
話を大臣のほうから積極的になされたといふこと  
につきましても、もちろんある程度大蔵大臣との  
お話し合いもあつての上だといふふうに私は思つ  
ておりますし、また一昨日総裁が就任いたしました  
て、いまあいさつに回つておりますが、そのとき  
も必ずこの問題を持ち出して、関係の閣僚にお願  
いいたしておるような次第でございまして、全勢  
力をあげましてあしたの事態は私は回避いたした  
いといふふうに考えております。ただ一つ心配な  
ことは、多少事務的にわたりますが、いわゆる定  
率、定額の問題が出てくることは御承知のとおり  
でございませう。これにつきましては、定額で出ま  
すことは非常な問題でございませう。また一方、定  
額いじやないかという説も一部にあるようにで  
ございませう。国鉄を除きまして、まあそれらの事  
態が実は私は非常に心配しておる。これ以上  
ちよつと申し上げるわけにまいりませんが、その  
問題が実はいま非常に第一の問題として気にやみ  
まして、何とかその事態を少なくともいままでど  
おり定率一本といふことでもつて仲裁に移行して  
いただくことが私どもとしては最善の努力をいた  
す結果だ、こういふふうに考えておりますが、ま  
だそこまで確定的に申し上げられませんが、そ  
ういふ方面の努力を今後数時間のうちに全力をあげ  
てやつてみたいとは考えております。

ところによると、昼から国鉄を中心にした合議がなされるというのでありますから、しかし、今日までも努力されたと思ひますが、あくまであしたの事態は責任をもって回避をするという基本的な態度でひとつ努力をしていただいて、国民に大きな迷惑のかからないような私は措置をあなた方に要望して、強くそのことをいたしまして、私のこの国鉄を中心とする春闘賃上げの問題の質問を終わります。

○岡三郎君 関連してちょっと一言。まあ毎年こうなるわけですが、第三次長期計画をいまやっているわけですが、それであらば先般賃金の改定もやつた。そして昨年の傾向から見ていると、かなりの運賃の収入がふえるのか、あるいは減るのか、ある程度傾向値というものがわかつていると思ひます。ところが物価というものを国鉄はどう考えておるのか、運輸省、政府自体。いまの賃上げの根本は、私は何と云つても物価の値上げにあることは間違いないと思ひます。特に食料品を中心とした値上げがこれが直接の原因ではないかというところになるという、物価の動向というものを累年見てくれば、特にこれはさきさき物価の値上げの要因というものが介在しておつたと思ひます。ということも考えれば、やはり国鉄当局として当然賃上げというものが起つてくることはこれは間違いない。それに対して第三次長期計画のずれといふことが、運賃収入の見込み違ひといふか、そういうものを相関的に考えたときに一体何を先に考えるのかという事です。つまり多くの労働者を使つていて、そうしてその人たちの生活がどうしても物価の値上げによつて左右されてくる。必然的に賃上げが起くる。それを前提にしてものを考へていかないという私は私に起くると思ひます。だからそういう点で準備費をこれ

あると思ひます。それでは、これは限度があると思ひます。そういう場合大体の傾向値として、やはり準備費を三百から三百億、四百から四百億というふうに見込んでおかないというところは一体どういふことなんだ。困ることがわかつていてそれが計上できないのがいまの現状だろうと思ひますが、しかし、それでは愚を繰り返すということになるのじゃないか。結局同じことの延長になるというふうな考へるわけですが、この点について、まあ政府自体にほんとうは開きたいのですが、。思ひ切つてそれでは第三次長期計画を延ばす。もう政府が金を出してくれないのです。国鉄として運賃値上げとしての採算が出ていないという独占的な企業としての採算が出ていないというところになれば、どこか一つやっばり抜本的な改正をしなければ、改革をしなければ、ストライキをやつて混乱を起して行くというところは一体どこに責任があるのかという問題が私は出てくると思ひます。そういふ点でいろいろといひますまで論議せられておると思ひますが、私は根本的にいいて、物価政策といふ問題が、物価対策上における現状の労働争議といふ問題について、どういふふうな考へておられるのか。これは政府自体もそうですが、国鉄の意見をちょっと聞いてみたいと思ひます。

○説明員(磯崎君) 全般的に物価の上昇の傾向という一つの客観的な事実を踏まえて、それに対して各企業の人件費をどう見るべきか。ことに国鉄のように、予算制度という嚴重なワケがあるときに、どう見るべきかということについては、これは根本問題になると思ひますが、たとえば公務員の場合で申しましても、御承知のように、人事院勧告による公務員のベースアップによる人件費の増というのはいふまでもない。人事院勧告が出たあとでみる。こういふたてまえになつてゐるのは御承知のとおりです。ただ、予算技術的に申しますと、春闘の仲裁裁定の出る時期が非常に予算制度と食い違つてゐるというところが一つの問題点だと思ひます。これはむしろ人事院——これは全く個人的な意見で、国鉄としては問題でないというところを御了解願つて、もし人事院勧告のように、予算編成の前に出ますれば、むしろ実施時期だけの問題が問題である。しかし、いまのように予算が、ことにことしのように予算成立前に、予算編成が済んで

で衆議院を通つたあとで、しかもここで仲裁が出るというところになりますと、非常に予算制度とのからみ合いがおかしいので、その点はむしろ私もでもでなしに、大蔵省の責任者から答弁するようなことで、申し上げるべきじゃございませんが、私もから申しまして、いま先生がおつたのとおり、非常に率直に申しまして矛盾があると思ひます。いま御審議中の、まだ成立してない日予算の中の相当大きな部分を占める人件費を数日中に上げる、こういう仲裁裁定が出るわけでございますから、予算制度との関係は非常に筋が通つていないような気がいたします。したがういふ、いま申しましたとおり、いろいろ節約だとか、流用だとか、あるいは増収だとかといふことで理屈をつけて捻出するわけでございますが、結局捻出できなければある時期に補正をしてみたら、予算措置をしてもらふ、こういうことになるわけですが、したがういふ、それならば初めからちゃんと予算措置で、年度当初から、予算編成のときからその問題を踏まえてやつたほうがよいという予算とのからみ合いといふことがたまたま問題なしにやれるのじゃないか。事柄からいへば、ずっと昔のように、予算編成前にこういう問題が起きたほうが筋が通つてゐると思ひます。承承知のとおり、昭和三十一年以前はそうだったわけでございますが、三十一年から二年か、あとに春闘ということになりまして、時期がずれてきたわけでありまして、その意味で予算編成の大蔵省当局もすいぶんその問題には頭を悩ましたようでございますが、ベースアップがあるであらうといふことを予見して予算を組むということもこれまでおかしい話だといふ見方もあるように聞いておりますが、やはりいまの四月から三月までという予算の時期と、仲裁裁定なり人事院勧告の出る時期というものがもう少し調和がとれなければ本質的にいけないのじゃないか。これは技術的な問題でございますが、そういうふうな思ひます。

それから、いま先生のお尋ねの根本問題といいたしましてはまさにそのとおりで、たとえば第三次計画をうんと延ばすということになれば若干の利子も減つてまいりますし、あるいは借金額そのものも減つてくる。しかしながら、一方、いま三次計画でやつておられますことは、御承知のとおり、保安対策にしましても通勤輸送にしましても、いづれも先行投資どころではない。ほんとうに肩に振りかかる火の粉を払ふ。極端にいへば、人命にでも関しないといへないぐらゐの工事をいまやつておるわけでございます。これを延ばすといふことは私どもとしてはどうしてもできない、こういうふうな考へをおつたわけでございます。したがういふ、そこでいまおつたように、じゃ、経営の問題と、ことに労働問題を含めた経営の問題と、それからいま言つた国鉄の輸送力増強の問題、いわゆる公共性の問題との調和をどうはるかかといふことは、結局もう空理空論をやつてもしょうがないといふことで、根本問題はいま主計局の事務当局と数字を突き合せて、一体国鉄をどうするかといふことについて本質的な数字的な検討をやつておる次第でございますので、やはりいふんその会議も議論が百出いたしました。まあ、しかし何とて七月一ぱいまで結論を出したい。四十三年度予算は八月から組み始めますから、四十三年度予算には、そういう矛盾を、一挙にはできないでも、少しずつでもあるいは何年か計画でもその矛盾を取りくずすという方向で進む以外にないといふふうな考へておりますが、いま先生のおつたことは私も実は一番頭にある問題でございます。その問題を中心として今後国鉄経営の問題を進展させていく以外に将来の問題はない、こういうふうな考へております。

○岡三郎君 だから国鉄も、結局予算編成の時期に、いま中村君のほうから、予算は国鉄がつくる、で大蔵省と折衝する、しかし、つくるるときに、仕事はいま言われたように、これは国鉄が好き好んでやつておるわけじゃなくて、そうして過密化の中から生まれてきておる大きな要因というものをどう国鉄が処理するか。それとすでに国鉄

自体としては限度を越えておると私は思うのです。ですから大都市制度全般の中でこういう問題をとりまえてもらわなければ国鉄としてはもう限界を越えておるのだ、財政的においてもそうなんだという点について、しかし、やはり現状において物価がそれだけ具体的に値上がりしてきておる、そういうふうなことで国鉄職員の待遇を片手落ちするような印象を与えてしまえば労使関係もおかしくなり、国全体、国民全体について迷惑をかける、そういうことを考えたときに、やはり大都市に人口集中しておるといふこの大都市制度の問題の基本的な問題をとりまえて抜本的なメスを入れてもらう以外にないということになれば、何か、資金上いま余裕がないから国鉄はそういうことを、幾ら上げますというわけにはいかぬということと、自分が私はおかしいと思う。そのところだと思ふのです。金がなくなつたて出さなければいかぬのです。これは国鉄職員だけ労働力を低下させるわけにもいかぬし、増員を押えてきておるといふたてまえからいってもかなり限度にきておる。合理化もやるべきことはかなりやってきておる。そうなるという、やはり何とていってもいまの現状において国鉄が国全体の責任をしょつて輸送力の増強を全部いまの国鉄の独立採算制の中でやるのだといつてもこれはだめなんです。だからそこまでいくならば、やはり現状において賃金なら賃金というものをある程度保障して、その中でやはり労働の意欲を高めてつづ収入増加をはかつていくという逆の一つの考え方から積極的の一步抜け出して、金がなくてもやらなければならぬ。このくらのパーセンテージは三公社五現業としてはあたりまえのことなんです。それで仕事ができなかつたら、それはしかたがないのだ、これはぜいたくな要求ではない、ぎりぎりの問題であるといふ一つの姿勢の問題がいまいわれてきたのではないかと私は思ふのです。特別に国鉄が金がない中から国鉄の待遇を一五%も六%も上げるといふならば、これは容易なことではないけれども、電電とか、あるいは専売とか、こういうところと比べ

て均衡のとれた率でもつていけということになれば、これは世間が許すと思ふのです。特に国鉄のような職場で働いておる立場におるもののはかなり過重な労働です。それを他の三公社五現業と比べて金がないからいけないという、そんなへつぽな態度では私は切り抜けれないと思ふのです。そういう点で、やはり五百億なら五百億かかる、やむを得ませんと、その必然的に出てきたところの赤字といふものは解決されない。政府が見てくれなければ、いやおうなしに仕事を延ばさざるを得ない。しかし、それを延ばすことができないというならば、抜本的に考えてもらわなければならぬ。これは何も居直つた形ではなくして、国民に迷惑をかけないという国鉄としての積極的な立場といふものがそこに位置づけられるのじゃないかと思ふのです。そのところを中村君も言つておると思ふのです。私もそう思ふ。だから、そういううちうちよした態度ではなくて、やっぱり世間並みに国鉄の労働者に対してをやつていくんだという姿勢の中から、国鉄がぜいたくしているわけじゃないわけですから、そういう点のひとつ意気込みを持つて、やっぱり積極的をやつていただきたいと思ふんです。これは大蔵省は大蔵省なりの財政のワクといふものを踏んまえていろいろと問題を出してくることはわかつてゐるにしても、差し迫つた中において、やはり国民に迷惑をかけない、ストライキを一応中止させるという以外は、ということとは、それ以外に私はやっぱりないんじゃないかという気がするんです。以上で終わりますが、これはひとつ金丸さんからもお聞きしたいと思ふんです、いまの点について、どうなんですか。

○政府委員(金丸信君) 先ほどから、大臣あるいは副総裁からいろいろお話がありまして、また中村先生の、わかつたようなわからぬような気もするといふようなお話もあつたわけですが、私はことしの国鉄の状況といふものは特別の状況であらうと思ふわけでありまして、ことにことしの予算編成のおり、大蔵省とも私もいろいろ折衝をいたしたわけでありまして、政府出資というよりな問題につきましても、いろいろ折衝いたしましたが、壁に突き当たつたといふような問題もありまして、ただいまお話しのとおり、確固たる態度で臨むべきだ、それがまた労働者の意欲を向上させることになる、こう私も思ふわけでありまして、本来であれば国鉄自体、理事者、労働者と一緒に関頭で立つてそういう方向にいきたいという考えだと思ふのであります。これは特別の事情であらうと思ふわけですが、われわれもできるだけひとつ御期待に沿つて、あすに控えるこの問題点を何とか乗り切れるような最善の努力をいたしたいと考えておる次第であります。

○岡三郎君 まあ磯崎さんのほうは大体先ほどのいいです。

○委員長(天坊裕彦君) 本件に関する調査はこの程度にいたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十二分散会

五月十八日本委員会に左の案件を付託された。  
(予備審査のための付託は三月二十三日)  
一、日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案

昭和四十二年六月一日印刷

昭和四十二年六月二日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局